

出丸小学校及び小見野小学校の廃校に伴う、平成 30 年度からの財産管理ならびに施設開放の取り扱いについて(案)

この案は、学校が廃校となるに伴い、校舎、体育館および運動場について、教育財産としての用途を一切廃止し、普通財産に移管するものである。ただし、現利用者等に配慮して開放できることとするものである。

区分	～平成 29 年度	平成 30 年度～	備 考
校舎	<p>行政財産（教育財産・学校施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校設置条例に「学校施設」として位置付けあり 	<p>普通財産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、地区公民館で、廃校後の跡地・施設を、公民館活動で利活用することが考えられることから、<u>公民館関係者に開放することとする。</u> 	正式に、施設の再供用が開始されるまでの間は、基本的に、普通財産として管理するものである。
体育館	<p>行政財産（教育財産・学校施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校設置条例に「学校施設」として位置付けあり ・学校体育施設開放及び管理条例で「登録団体開放」あり <p>参考) 利用団体数 (H 29)</p> <p>出丸小学校 : 4 団体 (バレー、ソフトバレー、剣道、フラバール)</p> <p>小見野小学校 : 4 団体 (インディアカ 1、ソフトバレー 3)</p>	<p>普通財産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、現利用団体の体育館利用に配慮して、<u>利用団体に開放することとする。</u> 	正式に、施設の再供用が開始されるまでの間は、基本的に、普通財産として管理するものである。
運動場	<p>行政財産（教育財産・学校施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校設置条例に「学校施設」として位置付けあり <p>参考) 利用団体数 (H 29)</p> <p>出丸小学校 : 1 団体 (グランドゴルフ)</p> <p>小見野小学校 : 2 団体 (野球、グランドゴルフ)</p>	<p>普通財産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、現利用団体の運動場利用に配慮し、<u>利用団体に開放することとする。</u> 	正式に、施設の再供用が開始されるまでの間は、基本的に、普通財産として管理するものである。